

平成29年洞爺湖町教育委員会第4回定例会会議録

日 時	平成29年10月10日（火） 14：45より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	教 育 長 遠 藤 秀 男 委 員 岩 原 義 美 委 員 吉 田 聡 委 員 来 栖 由 喜 委 員 岡 本 里 佳
欠席委員	
説明員	教 育 次 長 天 野 英 樹 社会教育課長 永 井 宗 雄 社会教育課主幹 角 田 隆 志 管理課教育指導専門員 名須川 敏 雄
会議録調整者	管理課主幹 佐 藤 融
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【開会宣言】	遠藤教育長 開会を宣言する。（14：45）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	遠藤教育長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	遠藤教育長 8／31 管内公立小中学校教職員人事推進会議（室蘭広域センター） 管内教育委員会教育長会議（同上） 9／ 1 鷲ノ木遺跡等視察（森町、外） 9／ 3 胆振管内身体障害者スポーツ大会（あぶた体育館） 9／ 7 第27次英国ボランティア青年歓迎会（洞爺総合センター） 9／ 8 花和神社祭典（同神社） 香川出雲神社祭典（同神社） 9／ 9～10 北海道ツーデーマーチ（洞爺湖畔遊歩道、外） 9／ 9 阿部典英展オープニング式（洞爺湖芸術館） 9／11～15 洞爺湖町議会9月会議（議場）

日 程 第 4 【 報 告 事 項 】 ・ 報告第 19 号	9 / 1 4 北海道公立小中学校事務研究大会胆振大会（洞爺湖文化センター） 月浦八幡神社祭典（同神社） 9 / 1 6 虻田中学校学校祭（同校） 9 / 2 3 洞爺中学校学校祭（同校） 本町・入江保育所合同運動会（虻田小グラウンド） クォーターマラソン駅伝大会 （虻田ふれ合いセンター、社会教育課長代理） 9 / 2 4 洞爺湖町アイヌ先住民族慰霊祭（洞爺湖町歴史公園） 9 / 2 5 交通安全黄色い旗の波運動（虻田・洞爺湖温泉地区） 9 / 2 6 交通安全黄色い旗の波運動（洞爺地区） 定例教頭会（役場会議室） 1 0 / 1 胆振地域子ども会リーダー交流会（洞爺湖観光情報センター） 1 0 / 3 有珠山噴火総合防災訓練（豊浦町ふるさとドーム、外） 1 0 / 6 臨時道立学校長及び教育長会議（北海道室蘭栄高等学校） とうや小学校公開研究会（同校） 北海道・北東北の縄文遺跡群プロジェクトチーム会議 （役場会議室） 1 0 / 7 洞爺湖芸術館小中学生作品展表彰式（洞爺水の駅） とうやこ幼稚園開園 30 周年記念コンサート （洞爺湖文化センター、教育次長代理） 1 0 / 8 月浦ワイン・グルメ祭り（洞爺湖畔遊歩道園地） 1 0 / 9 とうや湖スポーツまつり 2017（母と子の館、外） 1 0 / 1 0 定例校長会（役場会議室） 遠藤教育長 日程第 4、報告事項。 3 ページになります。報告第 19 号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会平成 29 年 9 月会議提出する補正予算について）を事務局の方から説明をお願いいたします。 天野教育次長 報告第 19 号です。洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年洞爺湖町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告するものです。続きまして、4 ページにつきましては、教育長から町長あて、補正予算に対する異議ない旨の意見の通知、5 ページにつきましては、町長から教育長あての補正予算に対する意見を求める文書です。実際の補正です。7 ページをお開きください。歳出のみです。歳出、2 款、総務費、1 項、総務管理費で、右の方で税務財政課となっておりますが、実際は当課所管のものです。あえて載せております。説明をさせていただきます。7 目、財政会計管理費、補正予算額 1 5 3 万 3 千円の増額補正です。2 3 節、償還金利子及び割引料、1 5 3 万 3 千
--	---

・ 報告第 20 号

円で償還金です。この内容ですが、平成28年度の子どものための教育・保育給付費国庫負担金等の精算による償還金です。私立幼稚園の施設型給付費負担金の精算による償還です。国庫償還金が64万1234円。道費償還金が40万554円で、104万1788円。それから、2つ目ですが、平成28年度子ども・子育て支援交付金、国庫の返還金ということで、この内訳ですが、放課後児童クラブ44万6千円。地域子育て支援拠点事業。子育て支援センターの運営補助で4万5千円の計49万1千円。合計153万3千円の償還の内容となっております。続きまして、10款、教育費、1項、教育総務費、3目、諸費、22万8千円。8節、報償費、22万8千円ですが、これは、先ほど教育長からお話が合った虻田中学校の吹奏楽部が19年ぶりに全道大会出場ということで、部員29人及び先生お2人で合計31名の参加で9月1日に札幌コンサートホールKitara大ホールで演奏ということでした。虻田中学校の吹奏楽部はC編成25名以内というところで出まして、日胆地区の吹奏楽の関係では、C編成で虻中の外、苫小牧東中と室蘭港北中とこの3校がC編成で出ました。結果は銅賞ということでありましたが、19年ぶりの出場と。1年生が半分以上を占めているということで、将来楽しみだなということで、その足りなかった分ということで、補正22万8千円をしたというものです。以上です。

遠藤教育長

皆さまから質問等があればお受けしたいと思います。よろしいですか。

≪「ありません」という人あり≫

それでは、報告第19号、臨時代理の報告については、承認といたします。

続きまして、報告第20号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局説明をお願いします。

天野教育次長

報告第20号です。管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告するものです。

1つ目です。寄附についてです。このたび、次の方より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納したところです。食材の寄附で、学校給食センターへ。虻田郡洞爺湖町月浦131番地、岡崎進氏。ワカサギ40kgということで、結構型のいい大きな物、綺麗な物をいただいたところです。これにつきましては、既に両給食センターで、から揚げとして、提供したというものです。

それから、2つ目です。公立高等学校配置計画の決定等についてです。9月5日、北海道教育委員会は平成30年度から平成32年度に係る公立高等学校配置計画案と、平成33年度から36年度までの見通しを公表しました。胆振西学区に関しては、本年6月に公表された計画案からの変更はなく、室蘭工業高等学校における平成31年度1学級減の学科は情報技術科となりました。また、平成32年度に室蘭東翔高等学校で1学級減となっているところです。学区の検討事項としては、平成33年度以降、36年度までに中卒者が148人減少することが見込まれることから、「4年間で2～3学級相当の調整が必要」、

「欠員の状況や学校・学科の配置状況を考慮し、室蘭市内や登別市内において定員調整の検討が必要」と。また、「伊達市内において、欠員の状況や望ましい学校規模を下回る学校があることを考慮し、再編を含めた早急な定員調整の検討が必要」となっているところです。また、虻田高等学校が含まれる地域キャンパス校の再編整備に関しては、9月11日に「これからの高校づくりに関する指針」（素案）が公表されたところです。素案の現行指針からの主な変更点ですが、名称については、「地域キャンパス校」から「地域連携特例校」へ。再編基準は（第1学年の在籍者数が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進める。）というのが現行の基準です。これは変わっておりませんが、特例的扱いとして、「地域における高校の教育機能の維持・向上に向けた具体的取組とその効果を勘案し、再編を留保。ただし、第1学年の在籍者数が2年連続して10人未満となった場合は再編整備」とされており、本年度末を目途に新しい指針ができる見込みとなっているところです。2年続けて10人を下回ると再編整備と。そちらへ進むというような特例が設けられたということです。以上です。

遠藤教育長

今、説明がありました。高校の方につきましては、素案なのですが、来年3月には確定したいという道教委の考えです。今、素案ということで、パブリックコメントをやっている時期となっております。地域連携特例校という形で継続され、20人が10人になるということで、虻田高校としては、しばらくは大丈夫かなと思いますが、10人になったからいいというのではなくて、これを30人、40人と増やせるような、そういう学校にしていく。そのためには、学校だけではなくて、町もしっかりと支援しなくてははいけないし、特に今回、キャンパス校から地域連携特例校ということになりましたので、一緒に考えていきたいと今、考えております。

何か皆さんの方からご質問ありますでしょうか。

吉田委員

地域キャンパス校から地域連携特例校へということで、何かその人数云々以外、縛りのようなものはあるのでしょうか。この2つの間に。

天野教育次長

道からは特例校になったことに対して、こういうことをしてください、ああいうことをしてくださいという細かいものは示されておられません。

遠藤教育長

ここに書いていますように地域における高校の教育機能の維持・向上に向けたとき、具体的取り組みということになっていきますので、本当に地域にとってこの高校が必要だ。また、地域との連携をどのようにしているかなど。中学校、小学校との連携というのも当然出てくると思うのです。その辺を見られるのかなと。何年か後にはその辺を見てそれができていなかったら20人の基準で進んでいこうという話になるのだろうと。

他にございませんでしょうか。

	吉田委員 伊達市内において再編を含めた非常に微妙な表現なのですが、何か情報的なものはあるのでしょうか。 遠藤教育長 特にまだ、伊達の方については入っていません。ここにも書いております欠員の状況や望ましい学校規模を下回るということで、望ましい学校規模というのが4クラスなのです。伊達市内2つあるのですが、1つは4クラスですが、1つは3クラスなのです。ということは、その規模を下回っている学校があるということになりますので、当然、再編対象ですという話なのです。ただ、中々、簡単にはいかないということで、このような表現になっているのだらうと思っています。 他になればよろしいですか。 «「ありません」という人あり» 報告については承認いただいたものとします。
・報告第21号	続きまして、10ページ、報告第21号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局説明をお願いいたします。 永井課長 報告第21号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をするものです。 報告事項は1件になります。町内事業所による地域奉仕活動の実施について。町内の事業所により地域貢献の申出がありまして、6月から10月までの間、4回にわたりまして、町内施設において奉仕活動を行っていただきました。実施していただいたのは、入江地区に遊戯施設を構えます「アミューズメント クラブJ」。これは、入江漁港の隣にあるパチンコ店です。そちらの従業員で毎月の休業日を利用し、洞爺店以外に札幌や函館方面の各店舗からも参加があり、毎回、15名ほどが社会教育施設の草刈り作業、とうや湖ぐるっと彫刻公園の野外彫刻清掃、入江貝塚公園内の環境整備を実施しました。特に、9月の台風18号の暴風発生に伴い、倒木や枝折れの被害が大きかった入江貝塚公園においては、人手が必要な状況の中、迅速な協力をいただいたことで公園利用の方々に対し、早期に憩いの場を提供することができました。このたびの活動に心より感謝を申し上げます。事業所には、礼状を送付させていただいております。 以上です。
・報告第22号	遠藤教育長 質問等あれば。特によろしいですね。 «「ありません」という人あり» 報告第21号は承認いただいたものといたします。 続きまして、11ページ、報告第22号です。 平成29年度全国学力・学習状況調査（参考）の結果概要についてですが、これについては、この後、各学校等の数値も出てきますので、教育委員会会議規則第2条第1項第6号の規定に定める、公開することにより教育行政の適切

日程第 5 【 議 決 事 項 】 ・ 議案第 3 4 号	な遂行に支障を及ぼす恐れがあるということに該当するかと思いますので、非公開としたく委員の皆様の議決をいただきたいと思います。 非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。 《「ありません」という人あり》 非公開とさせていただきます。 ----- 非 公 開 ----- 《報告第 2 2 号、平成 2 9 年度全国学力・学習状況調査（参考）の結果概要について報告》 ----- 非公開終了 ----- 遠藤教育長 続きまして、日程第 5、議決事項に入らせていただきます。 議案第 3 4 号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。 事務局説明をお願いいたします。 天野教育次長 議案第 3 4 号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものです。 まず、この一部改正の理由です。 1 点目ですが、この 4 月 1 日に国が子育て支援の対策として、利用者負担の上限額に係る特例を拡充して、子育て支援の充実を図るということです。ただし、階層があるのですが、全階層ではないので、あくまでも一部ということです。上限額の特例を設けて、低所得者等のところの拡充を図ったということです。主なものとして 2 つ目が、複数の子どもがいる支給認定保護者に係る特例と。これは多子軽減措置ということで、たくさん子どもがいるところについては軽減しましょうということで軽減を図ったと。それで幼稚園の部分については、2 番目に年長である者が幼稚園に入っている場合は、利用者負担額の上限額を算定された額の半額にしましょうと。また、3 番目以降の場合はゼロとしましょうと。上限額です。というものが一つ。それから、保育所に入っている子どもということで、これは満 3 歳以上の子ども。又は、満 3 歳未満の保育認定子どもの場合ですが、これについても、2 番目に年長である者である場合は、利用者負担額の上限額を算定される額の半額。それから、3 番目以降である者については、利用者負担額の上限をゼロとしましょうと。一部ですがこんな軽減対策。それから、大きく 3 つ目ですが、複数の特定被監護者等がいる場合の支給認定保護者に係る特例と。これは、低所得者向け多子軽減措置といわれるのですが、これについては、市町村民税の所得割合算額が教育認定子
--	---

どもの場合で、7万7101円未満。それから、満3歳以上保育認定子ども、又は、満3歳未満保育認定子ども、保育所の場合ということで、5万7700円未満のときということで、これについては、特定被監護者等の中で2番目に年長である者の場合については、利用者負担額の上限を算定される額の半分にしてあげましょうと。3番目以降については、ゼロということにしましょうというもの。それから、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において、要保護者等に該当する場合において、市町村民税の所得割合算額が7万7101円未満のときということで、低所得者対策ですので、この場合は、特定被監護者等の中で最年長以外の者がいる場合は、利用者負担額の上限をゼロとしましょうということで、軽減を図りましょうというのが主なものです。

それから、改正2点目です。今度は国ではなくて、道です。道については、幼稚園はないのですが、保育所のみ対象です。こちら也多子世帯の経済的負担を軽減するというので、第2子以降の子どもについて半額又は全額を無償にしましょうと。ただし、3歳未満ということで、夫婦年収は合計で640万未満について、多子軽減をしましょうと。道については幼稚園ではなくて、保育所だけということで、4月から国・道、それぞれ、軽減対策が図られたということで、当町の今までの規則では、別表第1が幼稚園の表になっております。別表第2が保育所に対するものということで、これで備考が共通にしていたのですが、改正等が複雑で、それぞれに改正が難しいということで、今回の改正では、別表第1、別表第2、それぞれ、備考を設けてわかりやすくしようということで、担当でも中々難しいということで、そういう規定の整備ということを見せてもらったというものです。

それでは、新旧対照表、19ページです。まず、19ページの右側が現行で別表第1の左側が改正案ということで、表の中で旧では、生活保護法による被保護世帯等となっていますが、左側にいきまして、「（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付を受けている世帯。」ということでこれを追加するというので、今までの備考にあったものを備考から表に足したり色々していますので、これが加わったというもの。それから、階層区分の2ということで、今までの文言に及びから左側を追加していると。「及び養育里親等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。）である世帯を含む。）」を新たに追加をさせてもらったというものです。それから、第3階層で上限。今まで第3階層は「1万2100円」だったのが「1万600円」と。これが上限の軽減対策で行われているものというものです。続きまして、次のページに参りまして、備考に入ります。備考1については、今まであったものの中で左側で足りなかったもので、今回、改正等で追加になっていますので、4行目、後半「、第314条の9」。それから、その右側にいきまして、「、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項

及び第45条」、これが新たに追加になっているということ。それから、1番下から2行目で「得た」の後に「額を」ということで、ここでは文言の整理をさせてもらったというものです。それから、次の備考2ですが、2行目で、左側「の2から第7の階層中」を「表中」ということで、文言を改めた。それから、右側で、備考4ですが、先ほど表の中に書き込みましたので、4号を削除するということにさせてもらうということです。次のページにまいりまして、旧5項については、備考で第3と。それから、第7については、下線部分を削って、残りを備考4とさせてもらったというものです。それから、(1)は変更ございません。次のページにまいりまして、(2)の②の中で、右側ですが、「昭和48年9月27日」を「昭和48年」ということで修正をしております。それから、右側で同じその下で⑤ということで削除してございますが、元々その上に④の第4号で、後半で文言が入っております。これは文言の整理ということで、④で整理をされているということで、従前の⑤は削除したということです。(3)右側「保護者」とありますが、「支給認定保護者」と正式な名称で文言の整理をさせてもらったというものです。次のページにまいりまして表です。右側は階層がA・Bとありますが、階層3・4ということになりまして、これが上限額の改正によりまして修正をしたというものです。次、左側の5ということで備考、これが先ほど言った国の改正に今回の改正に係る部分と。「第1階層及び第2階層若しくは備考4に該当する場合を除き、支給認定保護者の属する世帯が3階層である場合かつ特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が複数人いる場合における表の適用については、政令第14条の2第1項第1号イ又はロの支給認定子どもは、この表の利用者負担額の欄に掲げる額の100分の50を乗じて得た額（当該算出額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、政令第14条の2第1項第2号イ、ロ又はハの支給認定子どもは無料とする。」というものです。それから、「第8」を「第6」にするということでもってきております。中で一部文言の整理等がありますが、24ページ中の右側の上から2行目で「情緒障害児短期治療施設通所部」というのが新しく、左側の一番上の「児童心理治療施設通所部」とこれら名称等法律の改正によって、今回、変わっております。それから、右側の中団から別表第2は、まだ、別表第1の中なので、ここは左側に載せておりませんので、削除しているというところです。左側、備考7ということで、これについては従前あったものということで若干、文言替えておりますが、基本的には変わっておりません。同様に定めているというものです。それから、25ページ、別表第2ということで、こちらにつきましては、保育所の関係の料金の表になるというものです。26ページにまいりまして、階層4の中の空欄があると思います。今までC階層までだったのですが、新たにDを設けるということで、Cを設けるということで間に挟むということで左側のCが新たなものということで、「7万7100円以上8万1000円未満」として「2万5000円」、「2万4600円」、「2万3000円」、「2万2700円」と、新たに1つ設けたというようなものになると

いうものです。今回の改正に合わせた改正というものです。表はこれ以上変わっておりません。それで28ページまで飛びまして、備考に参ります。備考1すいません。下線が全然入っていないのですが、1つ目が新しいものということで、里親等のことが入りましたので、「児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている支給認定子どもについては、この表の規定にかかわらず、無料とする。」と。これが新しいものです。それから、備考2、3については従前あったものということで、そのまま書いております。それから、④については、これは新しい部分で、先ほど説明した道の新しく4月から多子世帯の軽減部分ということで、新たに④については規定をしたというものです。「4 1階層又は備考2若しくは備考3に該当する場合を除き、2階層から5階層に認定された世帯に属する政令第14条の2第1項第1号イ又はロの支給認定こども（子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日における年齢が3歳未満の者に限る。）に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。」と。備考5。新たにこれについては国の改正部分というものです。新たに今回入れたものということです。「1階層又は備考2、備考3若しくは備考4に該当する場合を除き、支給認定保護者の属する世帯が当該年度の市町村民税課税世帯であつて市町村民税の所得割の額が57,700円未満である場合かつ特定被監護者等が複数人いる場合における表の適用については、政令第14条の2第1項第1号イ又はロの支給認定子どもは、この表の利用者負担額の欄に掲げる額の100分の50を乗じて得た額（当該算出額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、政令第14条の2第1項第2号イ、ロ又はハの支給認定子どもは無料とする。」というものです。それから、6については、従前あったものというものです。下線がなくてすいません。下にまいりまして、新しい7については、旧備考の3の「別表第2における」を「この表において」ということに直して、第7として、従前の備考6については、「別表第2において」を「この表において」に直して備考8とするものです。それから、最後のページ、30ページ、9についても、従前あったものということで、そのまま、載せたということでの整理をしたというものです。

それでは、改正文の18ページに戻りまして、附則です。この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するというものです。以上です。

遠藤教育長

今、事務局から説明がありました。

長くて、細かくて非常にわかりづらかったかなと思いますが、簡単にいうと、多子世帯の軽減です。2分の1であつたり、無料ということで、これは国・道の施策、法律と道の条例等に沿った形で、実際にはもう4月から動いていたものです。それに合わせて当町も、実際にはやっていたのですが、規則の整理ができていない。非常に見ていただいてわかるように難しかったということで、今までかかってしまって申し訳ないということです。今回、改正していただければ4月に遡ってやるということで、合わせて文言の整理、修正もさせていた

